

# 四街道市こどもプラン

～第2期子ども・子育て支援事業計画～

令和2年3月

四 街 道 市



## はじめに

---

本市では、すべての子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、平成27年に「四街道市こどもプラン～子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。「すくすく子育て・<sup>ちんちん</sup>地域で子育て・四街道」の基本理念のもと、相談・支援体制の充実をはじめ、計画的な保育所・こどもルームの整備や病児保育の開始など、各種の子ども・子育て支援施策を展開してまいりました。



その成果もあり、近年では、本市における合計特殊出生率は全国や千葉県と比較しても高い数値を達成しております。また、子育て世代を中心とした転入による社会増傾向を維持することにより、総人口や年少人口についても微増傾向が続いています。

その間にも、子どもや子育てを取り巻く状況は変化しており、女性の就業率の上昇や令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化などに伴い保育需要は一層増加しています。また、児童虐待防止に向けた取り組みの強化や子どもの貧困といった課題への対応も求められています。

このような中、本市では、「子どもの最善の利益」を確保する子どもにやさしい四街道市を実現するため、市の基本姿勢を示す条例制定にも取り組んでおります。

本計画においても、その理念を踏まえ、これまで保護者など大人目線で行われることが多かった子ども・子育て支援施策について、「子どもにとって何が最も良いことなのか」、「子どもの意見をどのように聴き取り、取り入れるか」といった“子どもの視点”を重視した様々な施策を展開してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子育て支援に関するアンケート調査やインタビュー等、各種の意見聴取にご協力いただきました事業所、市民活動団体、保護者及び児童生徒の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

四街道市長 佐 渡 育



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
<b>第2章 子ども・子育て家庭の状況</b> .....	3
1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境.....	3
2 ニーズ調査の結果概要.....	9
3 子ども・市民活動団体の意見.....	23
4 本市の子ども・子育て支援に係る課題の整理.....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	34
1 基本理念.....	34
2 基本方針.....	35
3 施策体系.....	37
4 重点施策.....	42
<b>第4章 施策の展開</b> .....	44
<b>基本方針1 多様な子育て支援の充実</b> .....	44
基本施策1 就学前の教育・保育の充実.....	44
基本施策2 地域における子育て支援の充実.....	46
<b>基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり</b> .....	50
基本施策1 母子保健の充実.....	50
基本施策2 小児保健医療体制の充実.....	54
<b>基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備</b> .....	56
基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援.....	56
基本施策2 次代の親の育成に向けた支援.....	60
<b>基本方針4 多様な子育て家庭への支援</b> .....	62
基本施策1 仕事と家庭の両立支援.....	62
基本施策2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目のない支援.....	64
<b>基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり</b> .....	68
基本施策1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実.....	68

<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>71</b>
1 教育・保育提供区域について.....	71
2 計画期間における児童数の推計.....	71
3 算定にあたっての基本的な考え方.....	72
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	73
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	78
6 数値目標一覧.....	87
7 進捗状況の管理と評価.....	88
8 関係機関・団体等との協力・連携.....	88
<b>資料編</b> .....	<b>89</b>
1 計画策定経過.....	89
2 計画策定体制.....	90

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）では、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するため、平成27年（2015年）3月に「四街道市こどもプラン～子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「前計画」という。）を策定しました。前計画は、平成24年（2012年）8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、次世代育成に係る施策を継承しています。

本市では保育ニーズの高まりに対応するため、計画的な保育所整備を進めた結果、待機児童は大幅に減少し、平成31年（2019年）4月1日時点では待機児童ゼロを達成しましたが、今後も女性の就業率の上昇などに伴い、保育ニーズは高まっていくものと予測されます。また、社会環境や家庭環境の変化等を背景に多くの親が子どものしつけや病気、発育・発達に悩み、不安に感じているほか、児童虐待やいじめが社会問題となり、子どもが被害者となる事件が発生するなど、子どもの安全・安心の確保に対するニーズが高まっています。さらに、子どもの貧困など新たな課題への対応も求められています。

こうした中、前計画が令和元年度（2019年度）末で終了することから、子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題や困難等に寄り添いながら、子どもの最善の利益を実現するための包括的な支援を計画的に推進するため、令和2年度（2020年度）を初年度とする新たな「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「本計画」という。）を策定します。

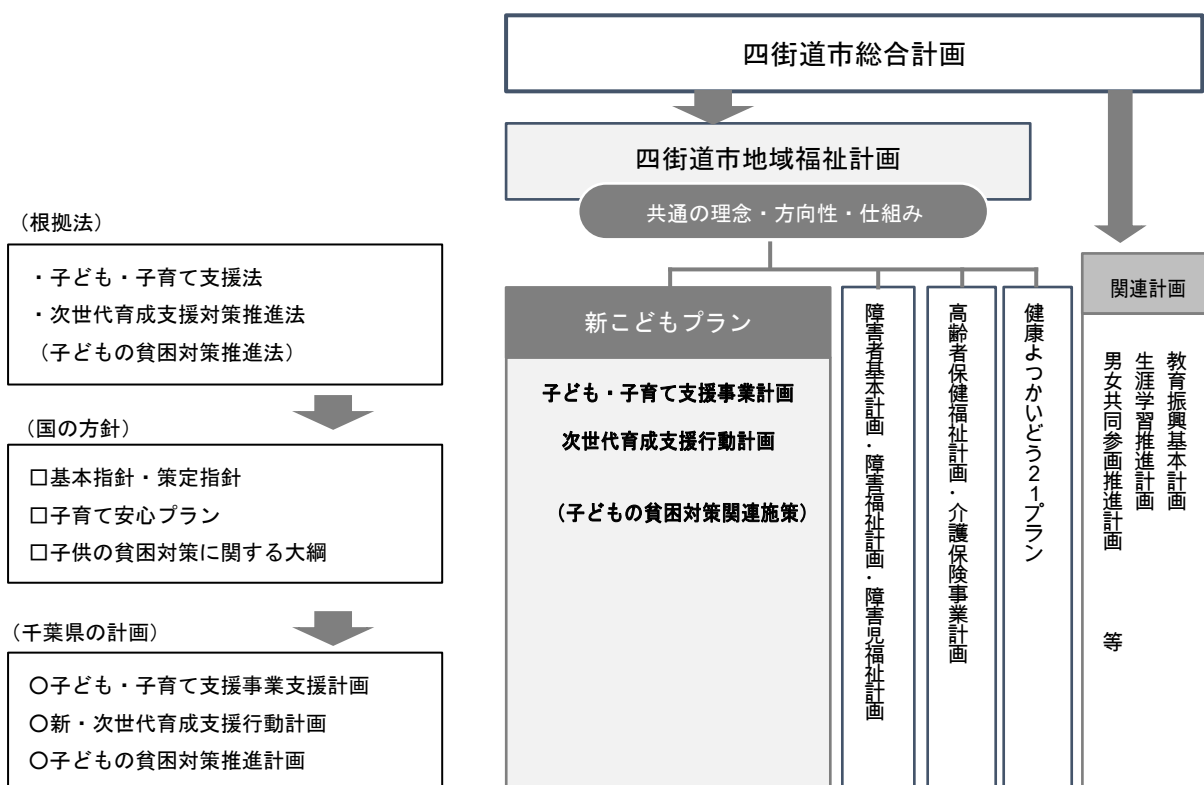


## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」に位置づけます。

また、子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」が示す施策の方向性を踏まえた子どもの貧困対策の視点による取組や、前計画と同様に母子保健計画の内容を包含するものとします。

なお、本市市政の最上位計画である「四街道市総合計画」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。



## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。